児童手当制度の概要

制度の目的	○家庭等の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する		
支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	○所得限度額（年収ベース）　960万円未満 （年収1,200万円以上の者については、令和４年10月支給分から支給対象外）
手当月額	○0～3歳未満　一律15,000円 ○3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円（第3子以降:15,000円） ○中学生　一律10,000円 ○所得制限以上　一律5,000円（当分の間の特例給付）	受給資格者	○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等
		実施主体	○市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施
		支払期月	○毎年2月、6月及び10月（各前月までの分を支払）

42

費用負担

○　財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金（※）で構成

※　事業主拠出金は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率（3.6/1000）を乗じて得た額を徴収し、児童手当等に充当されている。

		被用者			非被用者		公務員
0歳～3歳未満	特例給付（所得制限以上）	国　2/3	地方 1/3		国　2/3	地方 1/3	所属庁 10/10
	児童手当	事業主　7/15	国 16/45	地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	
3歳～中学校修了前	特例給付（所得制限以上）	国　2/3	地方 1/3		国　2/3	地方 1/3	所属庁 10/10
	児童手当	国 2/3	地方 1/3		国 2/3	地方 1/3	

財源内訳（令和４年度予算）

［給付総額］　1兆9,988億円

（内訳）			
国負担分	：１兆　951億円	うち特例給付	405億円
地方負担分	：　5,476億円	うち特例給付	202億円
事業主負担分	：　1,637億円		
公務員分	：　1,925億円	うち特例給付	30億円

重点番号8：公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うこと（内閣府）

支障事例に対する取り組みについて

○　ご指摘のあった、公務員の退職等に伴う支障事例については、認定の請求漏れ等を防止するために、以下の対応を行っている。

・自治体に対し、
①　公務員が退職又は所属庁を異にして異動する場合には、異動前の所属庁において、異動先の所属庁や住所地の市町村へ申請する必要がある旨を、改めて該当職員等に周知いただくとともに支給事由消滅通知書を交付すること、
②　市町村から児童手当を支給している者を公務員として採用する場合には、住所地の市町村への受給事由消滅届の提出を促すとともに、職員の認定について、適宜所属庁から市町村へ連絡いただくこと
について年２回、事務連絡で注意喚起を行うとともに、職員への周知用の文書例をお示ししているところ。

・　加えて、児童手当法（昭和46年法律第73号）第８条第３項等に基づき、異動日等の翌日から15日以内に請求をすれば、異動日の属する月の翌月から児童手当を支給することとしている。

43

公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うこと（管理番号204）

○ 求める措置の具体的内容：

児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条の規定を撤廃することにより、他の受給資格者と同様に、公務員の児童手当についても居住地の市町村長から支給することを求める。

○ 一次回答：

- 児童手当及び特例給付（以下、児童手当等という。）については、住所地の市町村長が認定・支給等の事務を行っている。
- 公務員に対して支給する児童手当等については、一般事業主における事業主負担相当分及び国庫負担又は地方負担相当分を合わせて所属庁の長が負担しており、他の一般事業主の場合のような拠出金の徴収事務を不要とするとともに給付事務を一元的に行うこととしている。
- 公務員の児童手当等の認定・支給等の事務について、住所地の市町村長が行うようにすることについては、公務員の児童手当等に係る費用負担の変更や市町村における業務増など実務面の対応等の論点に留意し、慎重な検討を要するものと考えている。

（参考）公務員の採用や異動、退職等に伴う児童手当の事務処理に係る留意事項について（事務連絡）（令和４年３月18日発出）

45

事　務　連　絡
令和４年３月18日

都道府県民生主管部（局）
　児童手当主管課（室）御中

内閣府子ども・子育て本部
児童手当管理室

公務員の採用や異動、退職等に伴う児童手当の事務処理に係る留意事項について

児童手当に係る事務につきまして、常日頃より御尽力賜り厚く御礼申し上げます。
今般、年度末を迎えるに当たって、今後職員の異動等が行われることと思われますので、公務員の採用や異動、退職等に伴う児童手当の事務処理について、特に御留意いただきたい事項を、下記のとおり改めて周知いたします。
各都道府県担当者におかれては、下記の内容について御了知の上、職員管理・福利厚生部局等の、所属職員への児童手当支給事務を担当する部（局）に周知いただくとともに、貴管内市区町村に周知していただくようお願いいたします。
なお、本事務連絡は、所属職員の児童手当の支給・認定等に係る事務を担当している者へ必ず周知されるよう御配慮願います。（例えば、各職員の支給・認定等の実務を都道府県職員管理・福利厚生部局ではなく、各部局等で行っている場合は、職員管理・福利厚生部局担当者から各部局の担当者にも必ず周知してください。）
また、同日付で本事務連絡と同様の内容を都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会に対して連絡していることを申し添えます。

記

1．児童手当の受給者である職員が退職又は所属庁を異にして異動する場合
公務員である児童手当の受給者が退職する場合や、異動により所属庁（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第１条又は第２条に規定する職員にあっては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその事務を受けた者を指す。以下同じ。）が変わる場合、改めて新たな勤務先において児童手当の認定申請を行う必要があります。特に、職員が退職・出向等により公務員でなくなる※1場合、申請先は所属庁から当該職員の住所地の市区町村となりますが、市区町村では当該職員が退職等により公務員でなくなったことを把握する機会がないため、児童手当の申請や届出に係る周知を行う機会がなく、申請漏れ等が発生する恐れがあります。※2
各地方公共団体におかれましては、既に当該職員に対する申請や届出に係る周知

に取り組んでいただいていることと思いますが、児童手当受給者が退職等により公務員でなくなる場合や、異動により所属庁が変更となる場合は、異動前の所属庁において、異動日（退職日）の翌日から起算して15日以内に異動先の所属庁や住所地の市区町村へ申請する必要がある旨を、退職等される受給者へお渡しする文書例（別紙１）を活用するなどにより、受給者に対して確実に周知いただきますよう、改めてお願いいたします。
また、支給事由消滅届等についても、異動日（退職日）以降（当日含む）に遅滞なく提出いただきますようお願いいたします。
※１　民間企業に勤務する場合のほか、独立行政法人（特定独立行政法人を含む）や国立大学法人等、子ども・子育て拠出金の納付義務を負う団体の職員になる場合も含みます。
※２　児童手当は、原則として、申請した月の翌月分から支給されるため、申請が遅れると、その期間分は不支給となります。

2．住所地の市区町村から児童手当を受給している者を公務員として採用する場合
住所地の市区町村から児童手当を受給していた者が新たに公務員となる場合、新たに勤務する所属庁で申請を行い、児童手当を受給することとなります。一方、当該受給者から住所地の市区町村に対して受給事由消滅届が提出されない場合、住所地の市区町村では当該受給者が公務員となったことを把握できないため、住所地の市区町村及び所属庁からの二重支給が発生し、住所地の市区町村から当該受給者に対して返還請求がなされる可能性があります。
つきましては、所属庁から新たに公務員として採用した方に対して児童手当の申請を促していただき、その上で、当該職員がそれまで住所地の市区町村から児童手当を受給していた場合には、認定後速やかに、当該職員に対して、それまでの支給元である住所地の市区町村への受給事由消滅届の提出を促していただくとともに、当該職員を認定したことについて、所属庁から市区町村へ連絡していただくよう努めてください※3。
なお、住所地の市区町村における受給状況の把握に当たっては、職員への聞き取りや、認定請求書に当該市区町村における受給の有無や受給事由消滅届の提出状況に係る項目を追加することなどが考えられます（別紙参照）。
※３　特に、令和４年６月以降は、現況届の提出を省略することができるようになることから、市区町村が二重支給を長期にわたり把握できず、返還が困難となる可能性があるため、対応に遺漏のないようお願いいたします。

3．臨時的任用職員を任用する場合
臨時的任用職員については、「常時勤務を要する職員」として位置づけられ、任用の日から地方公務員共済制度が適用されることから、児童手当においても、児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条第１項の表の上欄に掲げる「常時勤務することを要する地方公務員」に該当するものとして取り扱うこととしています。
つきましては、当該職員についても上記の１及び２により対応が必要となりま

46

すので、御留意願います。

4．会計年度任用職員等の非常勤職員で、採用されてから一定期間経った後に共済組合に加入する場合

常時勤務を要しない公務員であっても、一定の条件を満たした場合には、共済組合に加入することになります。当該職員が児童手当の受給資格者である場合は、採用された時点では住所地の市区町村から児童手当を受給しますが、共済組合に加入すると支給元は所属庁となるため、その時点で所属庁に対して改めて申請する必要があります。

つきましては、所属庁から新たに共済組合に加入する職員に対して児童手当の申請を促していただき、その上で当該職員がそれまで住所地の市区町村から児童手当を受給していた場合には、２と同様に、認定後速やかに、当該職員に対して、それまでの支給元である住所地の市区町村への受給事由消滅届の提出を促していただくとともに、当該職員を認定したことについて、所属庁から市区町村へ連絡していただくよう努めてください。

5．特例給付等の受給者である職員の所得が特例給付の所得上限額を超えたことにより、支給事由消滅処理を行う場合

児童手当法及び児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号）の一部改正により、所得が特例給付の所得上限額を超えている職員については、令和４年 10 月支給分（令和４年６月～９月分）からは特例給付が支給されないこととなります。

つきましては、令和４年度（令和３年分）の所得が上記に該当することとなった職員については、令和４年５月 31 日を消滅した日として、また、「消滅の理由」には「児童手当法附則第２条第１項の要件に該当しなくなったため（所得上限額超過）」等として、支給事由消滅処理を行い、遅くとも 10 月支給の前の適切なタイミングで支給事由消滅通知書を発出していただくとともに、支給事由消滅処理が行われた翌年度以降の所得が特例給付の所得上限額を下回った場合には、改めて認定請求等の手続が必要になることについて、受給者へお渡しする文書例（別添２）を活用するなどにより、確実に周知いただきますようお願いいたします。

以上

（照会先）
内閣府子ども・子育て本部
児童手当管理室指導第一係
TEL：03－5253－2111（内線 38483）
FAX：03－3501－6501

【別添１（文書例）】

児童手当についての重要なお知らせ

公務員を退職する方へ

公務員の方が退職・出向等により公務員でなくなる場合には、住所地の市区町村に新たに児童手当の支給申請を行う必要があります！

公務員である児童手当受給者が退職・出向等により公務員でなくなる場合には、退職日（異動日）の翌日から起算して 15 日以内に住所地の市区町村へ児童手当の支給申請を行う必要があります。

申請が遅れると、原則、遅れた月分の児童手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

※　民間企業に勤務する場合のほか、独立行政法人（特定地方独立行政法人や、統計センター、国立公文書館等の行政執行法人を含む）、国立大学法人等の、子ども・子育て拠出金の納付義務を負う団体の職員になる場合も含みます。

47

【別添２（文書例）】

児童手当についての重要なお知らせ

特例給付の所得上限額を超えた方へ

今後、所得が特例給付の所得上限額を下回った場合には、改めて勤務先に特例給付の支給申請等を行う必要があります！

翌年度以降に所得が特例給付の所得上限額を下回った場合には、改めて勤務先（退職・出向等により公務員でなくなった場合には、住所地の市区町村）へ特例給付の支給申請を行う必要があります。

また、所得更正により所得が特例給付の所得上限額を下回った場合にも、速やかに勤務先にご相談ください。

申請が遅れると、原則、遅れた月分の特例給付を受けられなくなりますので、ご注意ください。

（参考）特例給付の所得上限額

（単位：万円）

扶養親族等の数（カッコ内は例）	所得額	収入額目安
0人（扶養に控除されて（ひ）の場合　等）	858	1071
1人（同居1人の場合　等）	896	1124
2人（同居1人＋年収103万円以下の配偶者の場合　等）	934	1162
3人（同居2人＋年収103万円以下の配偶者の場合　等）	972	1200
4人（同居3人＋年収103万円以下の配偶者の場合　等）	1010	1238
5人（同居4人＋年収103万円以下の配偶者の場合　等）	1048	1276

※　扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（青色専従者及び白色専従者を除く。以下、「扶養親族等」という。）のうち、扶養親族等でない児童で前年の12月31日に死亡しており不明としたものの数をいう。
扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は他人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となる。
収入額は、所得額に給与所得控除額等を加算した額である（実際の適用は社会で定める所得額であり、収入額は用いない）。

（参考）児童手当周知用リーフレット（ひな形）

2. 続けて手当を受ける場合

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

（現況届の提出が必要な方）
- 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- 支給要件児童の戸籍がない方
- 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- その他、市区町村から提出の案内があった方

※ 現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監護や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※ 現況届の提出が無い場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

3. 以下の1～6に該当すると きは、お住まいの市区町村に届出が必要です。
（令和4年6月以降）

1. 児童を養育しなくなったことなどにより、**支給対象となる児童がいなくなったとき**
2. 受給者や配偶者、児童の**住所が変わったとき**（他の市区町村や海外への転出を含む）
3. 受給者や配偶者、児童の**氏名が変わったとき**
4. 一緒に児童を養育する**配偶者を有するに至ったとき**、または児童を養育していた**配偶者がいなくなったとき**
5. 受給者の**加入する年金が変わったとき**（受給者が公務員になったときを含む）
6. 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から**「父母指定者」**の指定を受けるとき

寄付について

児童手当等の全額または一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡単に寄付を行う手続があります。ご関心のある方はお住まいの市区町村に問い合わせください。

所得制限限度額・所得上限限度額について

児童を養育している方の所得が、下記表の①（所得制限限度額）未満の場合、表面の支給額を、所得が①以上②（所得上限限度額）未満の場合、法律の規定に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

なお、令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が②以上の場合、児童手当等は支給されません。

※ 児童手当等が支給されなくなったときに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
扶養親族等の数（ローン控除等）	所得額（万円）	収入額の目安（万円）	所得額（万円）	収入額の目安（万円）
0人（扶養親族等がいない場合 等）	622	833.3	858	1071
1人（児童1人の場合 等）	660	875.6	896	1124
2人（児童1人＋年齢103万円以下の扶養親族の場合 等）	698	917.8	934	1162
3人（児童2人＋年齢103万円以下の扶養親族の場合 等）	736	960	972	1200
4人（児童2人＋年齢103万円以下の扶養親族の場合 等）	774	1002	1010	1238
5人（児童2人＋年齢103万円以下の扶養親族の場合 等）	812	1040	1048	1276

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。
扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

令和4年6月から制度が一部変わります

児童手当制度のご案内

児童手当は
住所地の市区町村に
申請してね！！

現況届が
原則提出不要となりました！

内閣府・都道府県・市区町村

～児童手当について～

1. 支給対象
中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※ 児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

（以下、児童手当と特例給付を合わせて「児童手当等」といいます。所得制限・所得上限については裏面をご覧ください）

※ 「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

3. 支給時期
原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。
例）6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。

4. 保育料や、申し出があった方についての学校給食費などを、市区町村が児童手当等から徴収することが可能です。

※ 保育料などの徴収を実施するかどうかは、各市区町村で異なります。

児童手当制度では、以下のルールを適用します！

1. 原則として、児童が**日本国内に住んでいる場合に支給します**（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、**児童と同居している方に優先的に支給します。**
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、**日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。**
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、**その未成年後見人に支給します。**
5. 児童が施設などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、**その児童の里親などや施設の設置者に支給します。**

手続の方法は

1. はじめに行うこと

●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。
市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請は早めにお願いします。

※ 請求者名義の金融機関の口座番号がわかるものなど、必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります。

※ 認定請求書には、請求者等の個人番号の記載が必要です。

子育てワンストップサービスについて

子育てワンストップサービスを利用すれば、市区町村の窓口に出向くことなく、マイナンバーカードを用いてオンラインで申請ができます。

原則は、出生や転入から15日以内に

15日特例　児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、出生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。
申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

1. お子さんが生まれたとき

出生の日の翌日から15日以内に
（現住所の市区町村に申請が必要です）

※ 里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく！

2. 他の市区町村や海外から転入したとき

転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です

公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合は、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

○公務員になった場合
○退職等により、公務員でなくなった場合
○公務員ではあるが、勤務先の変更に変更がある場合

※ 申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

参照条文

〇児童手当法（**昭和46年法律第73号**）

（認定）

第七条　児童手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

２・３　（略）

（支給及び支払）

第八条　市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、児童手当を支給する。

２　（略）

３　受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

４　（略）

（公務員に関する特例）

第十七条　次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合においては、第七条第一項中「住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、第八条第一項及び第十四条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

一　常時勤務に服することを要する国家公務員その他政令で定める国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人に勤務する者を除く。）	当該国家公務員の所属する各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の長（裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下同じ。）又はその委任を受けた者
二　常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。）	当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）

２・３　（略）

（児童手当に要する費用の負担）
第十八条　被用者（子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号に掲げる者が保険料を負担し、又は納付する義務を負う被保険者であつて公務員でない者をいう。以下同じ。）に対する児童手当の支給に要する費用（三歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過しない児童とする。以下この章において同じ。）に係る児童手当の額に係る部分に限る。）は、その十五分の七に相当する額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その四十五分の十六に相当する額を国庫が負担し、その四十五分の四に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する。
２・３　（略）
４　次に掲げる児童手当の支給に要する費用は、それぞれ当該各号に定める者が負担する。
一　各省各庁の長又はその委任を受けた者が前条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の認定（以下この項において単に「認定」という。）をした国家公務員に対する児童手当の支給に要する費用（当該国家公務員が施設等受給資格者である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分を除く。）　国
二　都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用（当該地方公務員が施設等受給資格者である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分を除く。）　当該都道府県
三　市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用（当該地方公務員が施設等受給資格者である場合にあつては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分を除く。）　当該市町村
５・６　（略）

50